

「ヒト受精胚の人の生命の萌芽としての取扱いの在り方」 について

総合科学技術会議生命倫理専門調査会で調査・検討する「ヒト受精胚の人の生命の萌芽としての取扱いの在り方」は「ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律」附則第 2 条の規定に基づいて行うものである。

同法附則第 2 条は、当初政府が国会に提案した法律案では、「政府は、この法律の施行後五年以内に、クローン技術等を取り巻く状況の変化等を勘案し、特定胚の取扱いに係る制度について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」とされていた。

この政府提案が国会で審議された結果、政府提案の附則第 2 条に「ヒト受精胚の人の生命の萌芽としての取扱いの在り方に関する総合科学技術会議等における検討の結果を踏まえ」を挿入する等の所要の修正が行われ、現在の規定振りとなっている。

また、同法の採決に当たり、衆参両院で附帯決議が付されており、同決議では「ヒト受精胚は人の生命の萌芽であって、その取扱いについては、人の尊厳を冒すことのないよう特に誠実かつ慎重に行わなければならないこと」とされている。

附則第 2 条の修正について

【ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律案（政府提案）】

附 則

第 2 条 政府は、この法律の施行後五年以内に、クローン技術等を取り巻く状況の変化等を勘案し、特定胚の取扱いに係る制度について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

【ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律】

附 則

第 2 条 政府は、この法律の施行後三年以内に、ヒト受精胚の人の生命の萌芽としての取扱いの在り方に関する総合科学技術会議等における検討の結果を踏まえ、この法律の施行の状況、クローン技術等を取り巻く状況の変化等を勘案し、この法律の規定に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律案 に対する修正案趣旨説明（民主党 平野議員）

ただいま議題となりました修正案につきまして、自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党及び自由党を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

本修正案の趣旨につきましては、既に当委員会の質疑を通じ指摘されたものでありますが、附則第二条に規定されている検討を行うに当たり、最近のクローン技術等の急速な進展、これらを取り巻く状況の変化等にかんがみ、その検討時期を早めること、ヒト受精胚の人の生命の萌芽としての取り扱いのあり方に関する総合科学技術会議等における検討結果を踏まえることなどを内容とするものであります。

それでは、案文を朗読いたします。

ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律案に対する修正案

ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律案の一部を次のように修正する。

附則第二条中「五年以内に」を「三年以内に、ヒト受精胚の人の生命の萌芽としての取扱いの在り方に関する総合科学技術会議等における検討の結果を踏まえ」に、「特定胚の取扱いに係る制度について」を「この法律の規定に」に改める。

以上であります。

何とぞ本修正案に御賛同賜りますようお願いいたします。